

次期「水産振興基本計画」の策定について 骨子案

(令和7年度 水産振興審議会資料)

令和7年10月

経済産業部水産・海洋局

■ 静岡県水産振興基本計画とは

- ・水産業及び水産関連業並びに漁村地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画（静岡県水産振興条例）

■ 新たな水産振興基本計画の策定

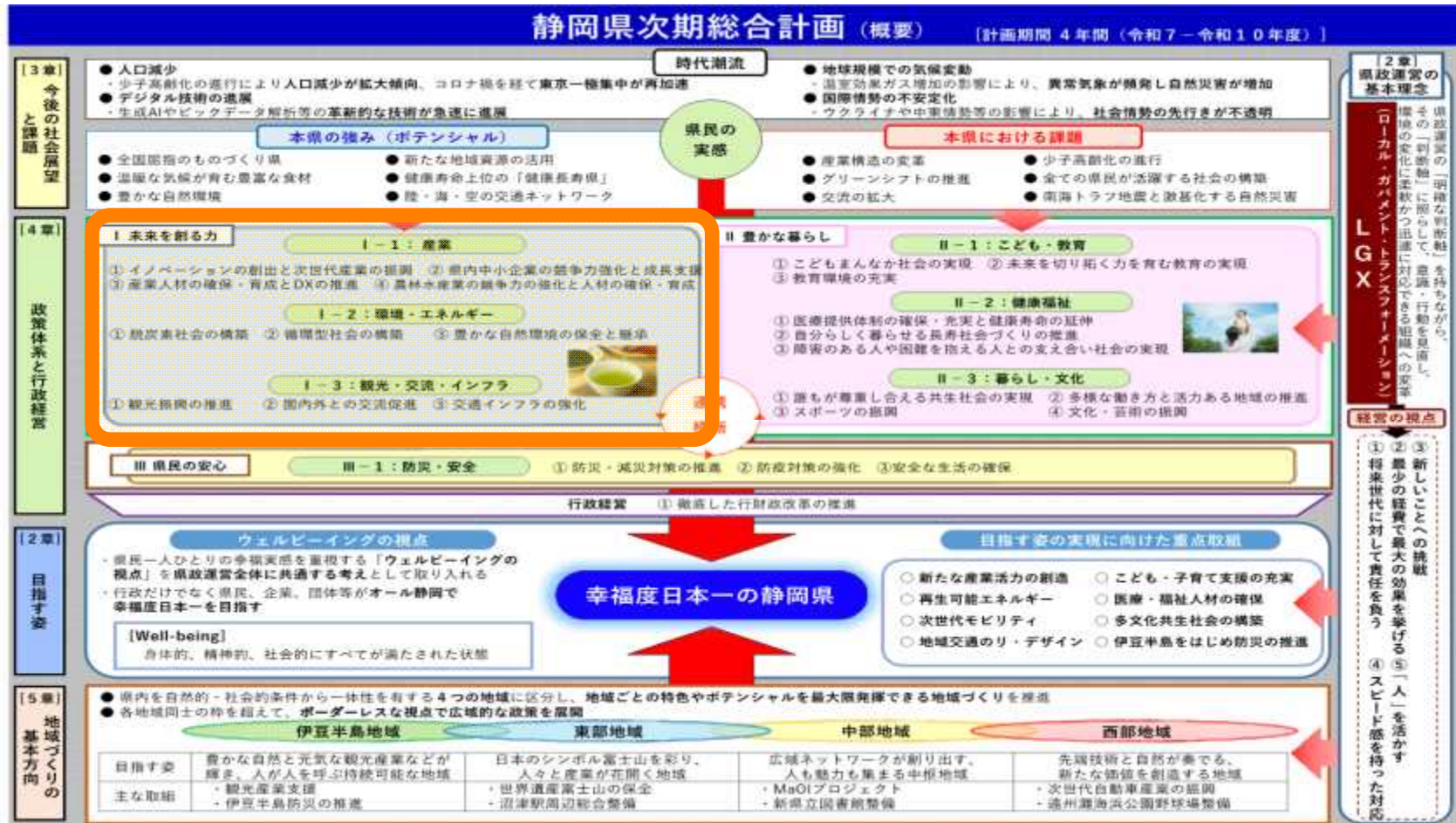
- ・鈴木知事の下、新たな県の総合計画（県政全体の計画）の策定に合わせて、次期「水産振興基本計画」を策定

<策定スケジュール>

令和7年6～9月	10月	11～12月	令和8年1月	2月	3月
・総合計画の検討 ・水産分野の施策の具体化	水産振興審議会 （1回目） ・骨子案の審議 ・意見聴取	・素案検討 ・パブリックコメント	水産振興審議会 （2回目） ・意見反映 ・修正素案の審議	2月議会 議会報告	公表

県総合計画の全体像

県民意見の募集中
(令和7年9~10月)



県総合計画の概要

経営方針	目指す姿	幸福度日本一の静岡県		1 イノベーションの創出と次世代産業の振興 4 農林水産業の競争力強化と人材の確保・育成 (3) 持続可能な水産業の推進 (4) 戦略的なマーケティングの推進
	県政運営の基本理念	L G X	ローカル・ガバメント トランスフォーメーション	
行動計画	政策体系と行政経営	I 未来を創る力	I - 1 : 産業 I - 2 : 環境・エネルギー I - 3 : 観光・交流・インフラ	1 脱炭素社会の構築 (3) 吸収源対策の推進
		II 豊かな暮らし	II - 1 : こども・教育 II - 2 : 健康福祉 II - 3 : 暮らし・文化	
		III 県民の安心	III - 1 : 防災・安全	
	地域づくりの基本方向	地域の具体的な取組 伊豆半島、東部、中部、西部		

県総合計画と水産振興基本計画の関係

県総合計画

水産振興基本計画

大柱

中柱

小柱

取組

方向

主な取組

産業

イノベーションの創出と
次世代産業の振興

次世代産業の
振興

海洋先端
技術産業

M a O I
機構との連携

農林水産業の競争力強化
と人材の確保・育成

水産業の持続的
発展の推進

生産性
向上

① 水産業の
生産性向上

資源管理

② 水産資源の
管理

人材育成

③ 浜の未来づくりの
推進と人材の育成

戦略的なマーケ
ティングの推進

高付加価値化
販路拡大 等

高付加価値化
販路拡大 等

環境・
エネルギー

脱炭素社会の構築

吸収源対策

その他の吸
収源

その他の吸収源

※ 1 マリンバイオテクノロジーの活用による新産業の創出
海洋DXを活用した水産業を支えるデータの収集・解析及び
オープン化の推進

- (1) 海洋環境の変化に適応した水産業の構築
- (2) 新たな加工・流通体制の構築
- (3) 県産水産物の需要拡大
- (4) 地域資源を活用した新たな取組の推進
- (5) 漁港施設の整備・適切な維持管理

- (1) 水産資源の持続可能な管理の推進
- (2) 水産資源増殖及び養殖業の振興
- (3) 沿岸生態系の維持・回復や多面的機能の発揮に向けた海や川的环境保全

- (1) 水産業を未来につなぐプラットフォームを活用した持続可能な水産業の構築
- (2) 漁業を営む経営体や漁協の基盤強化
- (3) 即戦力となる水産業の人材の育成・確保

① (3) 県産水産物の需要拡大

② (3) 沿岸生態系の維持・回復や多面的機能の発揮に向けた海や川的环境保全

社会的背景の変化

2022～2025年度

2025～2028年度

新型コロナによる消費減退

→ 首都圏需要に頼らない新たな流通体制構築の必要性

複数魚種で不漁が継続

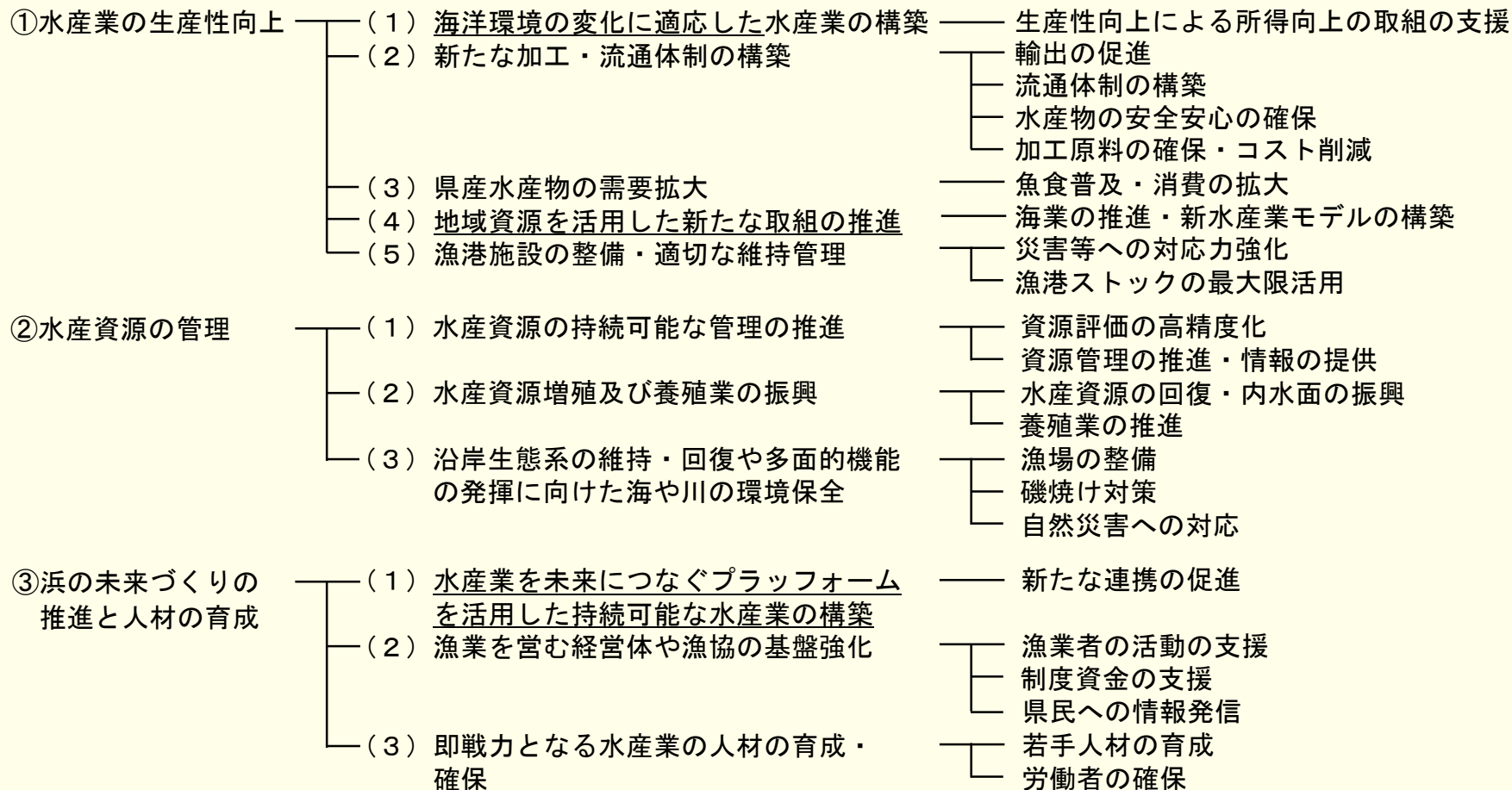
→ 水産資源の維持・増大、調査研究の推進（マリバ 付）

海洋環境の変化が大きく影響
多くの魚種で不漁が継続

→ 新たな魚種の利活用
→ 海業推進、新水産業モデル
→ 未来づくりの検討を具体化

・ シンプルな構成と文章表現
・ 行政/調査研究を溶け込ませ

次期「水産振興基本計画」の骨子案



成果指標

1 経営体あたり漁業産出額(かつお・まぐろ漁業を除く)

【現状】

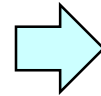
出典: 漁業・養殖業生産統計(農水省)、漁業センサス(農林水産省)
沿岸漁業を主な支援対象とするため、かつお・まぐろ類を除く海面漁業と海面養殖業から算出

年	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5※
産出額 (万円)	910	986	923	896	809	732	1,176

【目標】

R10
1,000

- ・異業種連携や新たな価値創造を推進
- ・藻場やアサリ資源の回復に向けた取組強化



過去5年間の
平均907万円

10%増をめざす

※ コロナ5類移行後に一時的な魚価高騰

新規漁業就業者数(毎年)

【現状】

水産振興課調べ: 水産庁新規就業者調査報告数と大臣許可漁業関係の新規就業者調査報告数から算出

年	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
新規就業者 (人)	91	68	60	57	62	41	65

【目標】

毎年
65

- ・R5実績(漁業種類別)

しらす船曳網19、まき網(海外、大中型)20、
遠洋かつお一本釣10、遠洋まぐろ延縄8、定置網5、その他3

過去5年間の最高人数を維持

年次数値(取組目標)

項目(所管課)	現状値	目標(考え方)
沿海地区漁協における 海業の取組件数 (水産振興課)	R5: 45件 初島～浜名の漁協・支所のうち16地区が取組中 販売11、飲食10、加工5、マリンレジャー5、釣り4、観光3、 体験漁業1、宿泊0 (地区内で複数の取組あり)	R10: 65件 年4件 ずつ増加
岸壁の新設 又は予防保全の 完了数 (漁港整備課)	R3～R6: 累計8施設 水産基盤整備事業等で実施する外郭、係留及び輸送施設の整備完了数 R4: 2施設(網代漁港:西防波堤、静浦漁港:獅子浜-4.0m岸壁) R5: 3施設(静浦漁港:獅子浜1号道路ほか) R6: 3施設(戸田漁港:大浦(3)-4.0m岸壁、舞阪漁港:玄斉堀物揚 場ほか)	R10: 累計20施設 年2～4件 完了 網代、静浦、焼津 舞阪で予定
資源管理に 取り組む魚種数 (水産資源課)	R6: 17魚種 静岡県資源管理方針に記載の対象種 R2: 5魚種(サンマ、マアジ、マイワシ、スルメイカ、クロマグロ) R3: 11魚種(マサバ・ゴマサバ、トラフグ、ヒラメ、マダイ、キンメダイ シラス、アワビ類、サクラエビ、イセエビ カタクチイワシ、ウルメイワシ) R4: 1魚種(ブリ)	R10: 18魚種 R9以降、 カツオ を対象に資源 管理協定を作成予定

(3) 持続可能な水産業の推進

① 水産業の生産性向上

- 水産業者等の所得増加の取組支援
- 多様な地域資源を活かして新たな価値を創造する「海業」の全県展開
- 漁港施設の整備・適切な維持管理

② 水産資源の管理

- 静岡県資源管理方針等に基づく資源管理の推進
- 海洋環境の変化に対応した水産資源の回復

③ 浜の未来づくりの推進と人材の育成

- 「水産業を未来につなぐプラットフォーム」を活用した持続可能な水産業の構築
- 即戦力となる漁業人材の育成・確保

I-1-4 農林水産業の競争力強化と人材の確保・育成

(3) 持続可能な水産業の推進

① 水産業の生産性向上

R7	R8	R9	R10
■ 水産業者等の所得増加の取組支援 			
■ 多様な地域資源を活かして新たな価値を創造する「海業」の全県展開 (沿海地区漁業における海業の取組件数 / 現状値: R5～ 39件) 累計 47件 累計 51件 累計 55件 累計 59件			
■ 漁港施設の整備・適切な維持管理 (岸壁の新設又は予防保全の完了数 / 現状値: R3～ 累計 8施設) 累計 12施設 累計 14施設 累計 18施設 累計 20施設			

② 水産資源の管理

R7	R8	R9	R10
■ 静岡県資源管理方針等に基づく資源管理の推進 (資源管理に取り組む魚種 / 現状値: R6 17種) 17種 17種 18種 18種			
■ 海洋環境の変化に対応した水産資源の回復 			

③ 浜の未来づくりの推進と人材の育成

R7	R8	R9	R10
■ 「水産業を未来につなぐプラットフォーム」を活用した持続可能な水産業の構築 			
■ 即戦力となる漁業人材の育成・確保 (新規漁業就業者数 / 現状値: R5 65人) 65人 累計 130人 累計 195人 累計 260人			

県総合計画

2022～2025

後期アクションプラン

<基本理念> 富国有徳の美しい
“ふじのくに”の人づくり・富づくり

2025～2028

しずおかウェルビーイングプラン

目指す姿「幸福度日本一の静岡県」
県政運営の基本理念 LGX
Ⅰ未来を創る力 Ⅱ豊かな暮らし Ⅲ県民の安心

静岡県経済産業ビジョン

廃止

(分野別計画)

現在の計画

水産振興基本計画

次期計画案

方向1 水産業・海洋産業の
高収益化・成長産業化
方向2 静岡の海の豊かさの維持・増大

1. 水産業の生産性向上
2. 水産資源の管理
3. 浜の未来づくりの推進と人材の育成

静岡県水産振興条例 (2019年3月制定)

(基本計画)

第7条 知事は、水産業及び水産関連業並びに漁村地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産業及び水産関連業並びに漁村地域の振興に関する基本的な計画(以下「**基本計画**」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 水産業及び水産関連業並びに漁村地域の振興に関する基本的な方針
 - (2) 水産業及び水産関連業並びに漁村地域の振興に関する中長期的な目標及び計画的に講ずべき施策
 - (3) 水産業及び水産関連業並びに漁村地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、**広く県民に意見を求めるものとする。**
- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、静岡県附属機関設置条例(昭和27年条例第60号)第1条の規定により設置された**静岡県水産振興審議会**の意見を聴かななければならない。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。